

○港区文化芸術振興基金条例

平成十九年三月十六日

条例第六号

(設置)

第一条 文化芸術の振興を図るため、港区文化芸術振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、港区一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(運用益金の処理)

第三条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第四条 基金は、[第一条](#)に定める目的を達成するために必要な場合は、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。